

望まない煙を吸わせないで！ たばこを吸う際は 周囲への**配慮義務**があります！

STOP! 受動喫煙

ほかの人がいるところ



必ず周囲の状況を確認しましょう。

ベランダや庭 玄関先など



近隣住宅に受動喫煙を
生じさせることがあります。
ご近所への迷惑になっていませんか？

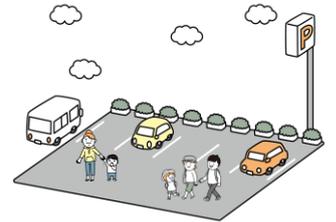
路上や公園など



歩きタバコや
路上喫煙はやめましょう。

『北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例』
公共の場所において、歩きタバコをしないよう
努めなければならないとしています。

駐車中の喫煙



窓を開けて、たばこを吸う際は、
周りの通行人等への配慮をお忘れなく。

※ただし、敷地内禁煙の施設の駐車場では、
窓の開閉の有無に関わらず禁煙です。

施設等の管理者が敷地内へ灰皿を設置する場合の配慮

- ・人通りの多い場所や建物の出入口、歩道のそばには置かない。
- ・煙が近隣に流れ込む場所に置かない。
- ・営業時間外、通学や通勤の時間帯は建物内へ片づける。
- ・定期的に清掃をする。

※無断で歩道に灰皿を設置することはできません。



北海道受動喫煙防止条例



禁煙治療に保険が使える医療機関
(日本禁煙学会ホームページ)



健康増進法等では、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせる
ことがないように周囲の状況に配慮することが義務づけられています。

屋外や**私有地**であっても、**配慮義務**があります！

